

○議長 大城真孝君

ただいまから令和4年第1回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 大城真孝君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、3番神谷良仁議員、4番浦崎みゆき議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 大城真孝君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日の1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 大城真孝君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査に関する報告、及び同法第199条第9項の規定により定期監査の報告がありましたので、写しをお手元に配布しております。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

諸般の報告を行います。1. 理事会について。去る令和4年2月15日(火曜日)、企業団大会議室において、令和4年第1回理事会を開催しました。報告及び付議事項については、次のとおりとなっております。

1番の報告事項、(1)入札結果について。1番から4番がございましたけれども、全工事及び委託とも入札業者が2業者に満たなかったため、不調となっております。

1番の消火栓設置工事(R3島1)につきましては、随意契約で有限会社まるや開発と242万円で契約してございます。

2番目の配水管布設工事(R3-6)につきましては、次年度発注を予定してございます。

3番目の消火栓設置工事(R3東2)につきましては、随意契約で有限会社一城建設と311万8,500円で契約してございます。

4番目の令和4年から5年度調定支援業務につきましては、随意契約にするか、再入札にするか、いま検討中でございます。

(2)摩文仁浄水場施設見学の受け入れについて。12月14日(火曜日)、白川小学校4年生(135名)の生徒の皆さんが、社会見学の一環として、摩文仁浄水場とギーザ水源地を訪れてございます。

以下は、そのときの写真でございます。

続きまして、3ページ、(3)水道技術管理者資格取得講習会実務研修の受け入れについて。当初、1月に研修実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルスのまん延のピーク期にあったことから延期して、3月7日から3月28日の約3週間、実施研修を受け入れる予定でございます。

今年度の受講者は2名で、令和3年度日本水道協会水道技術管理者資格取得の為、県外の研修会場で学科講習を修了し、試験に合格された方を対象として実務の研修講師として企業団職員が担当いたします。研修者は、以上の2名でございます。

2番目、付議事項でございますけれども、議案第1号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第4号)と議案第2号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算でございます。以上でございます。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩(10時05分)

再開(10時05分)

再開します。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いま諸般の報告をいただきました。この1番の表で業者の辞退というのがかなり多いですね。1番、2番は全業者、3番、4番は1業者のみ残ったわけですね。まず、業者の辞退が大変多いというのは、それは業者の皆さんの事情だということになるんでしょうけれども、ただ、このように辞退が多くなっているということについて、企業団としてはどういうふうに考えているのか。このことをお聞かせいただきたいというのと、3番目と4番目、3番目は1業者は入札したわけです。

4番目も1業者は入札している。3番目は、その残った会社が落札している。ところが4番目は再検討と、この違いは何ですか。この2点についてお聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 施設課長。

○施設課長 上里健君

施設課の方では、ナンバー1からナンバー3で工事を担当して発注しましたがけれども、いまおっしゃったように業者のそういう事情があつて辞退が多かつたと、その内容としては技術者等が配置できないとか、あと手持ち工事があるということで辞退という形で、そういったことの原因がありました。

このような入札で不調という形にはなっていますので、今後もう少し内部でそういった発注方法をまとめて発注した方がいいのかということも議論しながら、次年度から対応していきたいと考えております。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

3番と4番の違いについては。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方からは、4番目の令和4年から5年の調定支援業務の不調になった理由をご説明します。調定支援業務というのは、検針業務と入居の開栓、退去の閉栓をセットにした委託です。近隣の水道事業体においては、毎年1社が辞退しているという事例があります。

辞退した理由の中には、手持ち工事があるという業者もいらっしゃいますし、技術者が配置できないという理由もありました。この業務に関しては検針業務という特殊な業務でして、建設事業であればいろんな実績も多いかと思えますけれども、検針の実績が乏しいということで技術者が配置できないというようなことでの辞退ということになっております。

先程、施設課長も発注の時期等ということもありましたが、調定支援業務の検針、開栓、閉栓業務については、今後、他の委託業務との抱き合わせた包括委託等も含め、価格の設定が各事業体独自の価格設定になっているところもありますので、公表された予定価格では受託できないという理由も中にはございましたので、この辺の価格設定についても今後検討していきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

有難うございました。今回の場合は、3番は随意契約、結局残った1社という理解でよろしいでしょうかね。1番は全業者辞退したけれども、改めてその中から随意契約に応じてくれてもらった業者があるという理解ですよね。

それとも辞退してない、また別の業者ということがありましたらお答えいただいて、お願いしま

す。

○議長 大城真孝君 施設課長。

○施設課長 上里健君

3については、入札辞退してない業者に確認して、金額が予定価格より低価だったものですから、その残った1社と随意契約しています。

ナンバー1についてですけども、ナンバー1については全社が辞退になっていますので、企業団の修理委託業者である2社に確認して、見積を取って、予定価格より低価、要するに新たに提出がありましたので、その業者と随意契約で締結したということになりました。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

終わります。

○議長 大城真孝君

これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4. 一般質問

○議長 大城真孝君

日程第4. 一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。5番大城毅議員の発言を許します。

○5番 大城毅君

おはようございます。それでは、一般質問を行います。いま皆様のお手元にもあとで配られたかと思いますが、南部水道企業団から南風原町議会宛てに、南風原町の一般質問に対する申し入れということで、かがみのみですけれども、お届けをしてあります。このことについて2点お伺いしております。

まず、南風原町議会9月定例会での議員発言に関し、南部水道企業団から南風原町議会議長に申し入れが届いています。その経過を示せというのが1点目。

2点目に、このような質問が行われることの情報収集の経緯はどのようになされましたかという点でございます。ご答弁お願いいたします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。1と2は関連いたしますので、一括で答弁いたします。

南風原町議会9月定例会前に、南風原町よりコロナ禍の対応として、水道料金を減免する予定があるか問い合わせがございました。その際に、企業団に係る一般質問があることを把握しております。

そして南風原町議会9月定例会のライブ中継を視聴し、南部水道企業団について南風原町議員が述べられておりましたが、一部、住民の誤解を招くような数値、表現がありました。

その後、南風原町議会事務局へ修正を検討して頂くよう申し入れを行いました。その申し入れの内容については、南風原町議員の方にも説明をしております。

なお、両町の議会につきましては、企業団としても注視しているところでありまして、南風原町議会の視聴は常々行っているところでございます。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

それでは詳しくお伺いしてまいりたいと思います。

まず、詳しくということではあるんですが、最初に、まずその申し入れの意図を改めてお願いいたします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

企業団としましては、私共のことにつきまして町民の皆様が誤解するようなことがあっては困りますので、その点、議会後は広報とかもございまして、その辺とかに関連して、町民の誤解を招くことがないようにということでの趣旨で申し入れをしたところでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

先程の答弁にもありましたけれども、発言の中に誤解を招くようなことがあったから、これで住民に誤解が及ぶようなことがないようにしてほしいと。いまあえて企業長は、議会後の広報のことについて述べられたわけですが、まず次にその申し入れをしようということになったのは、どなたが最初におっしゃったことですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

これはうちの方としても何らかのことができないものかということで考えたところでございまして、それで議会事務局の方に相談と言いますか、こういうことができるのかお伺いして文書を出させていただいたというところでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

私が聞いたのは、企業団の職員20名以上いらっしゃるわけですが、どなたが先に言い始めましたかということをお伺いしております。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

どなたが先にと言いますと、うちの方、議会の視聴というのは私もやっておりましたし、酒本課

長は議場での傍聴をしておりました。次長も視聴しておりますので、それが終わった直後だったかどうかかわからないんですけど、総務課長も含めてこういうことがあったけれどもということと相談したというところでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

私がいま聞いたことについては、誰からということに記憶はないけれども、視聴した人たちがその後、他の話もあったかどうかはわからないけれども、話し合っただけという方向性が出たということですね。

○企業長 金城政光君

そうでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

私、こういった企業団含めての自治体の事務の仕方は詳しくないんですけども、こういった申し入れ書などを作る場合、手続きとしてどなたかが起案しなければいけませんね。起案して、各々どういう段階かわからないけれども、決裁がされて、最終的には企業長が決裁するということになるんだろうと思うけれども、私たちそのように一般的に思っているんですけど、この場合、起案はどなたがなさっていますか。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

私の方で起案いたしまして決裁をして、直接、その申し入れの該当する議員の方にも直接ご説明にあがりました。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

その起案書は私でコピーいただけますか。そして、この申し入れ書が出されて後の南風原町議会としての対応について把握をしていますか。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時19分）

再開（10時20分）

再開します。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

この起案書の写しは資料としてご提供いたします。南風原町議会のことにつきましては、うちの方としては、訂正できるものがあれば訂正していただきたいということですので、それは南風原町

議会の方に任せているところをごさいまして、その辺は私共がどうのこの言うところではないというふうに考えております。しかし、その後、何かをやったということでもないです。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いまの答弁を明確にすると、その対応については把握はしていないということによろしいですね。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

そうです。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

そうすると、この申し入れはしたけれども、この申し入れに対して南風原町議会がどのような対応をしたのか把握していない。つまり申し入れの趣旨が、さっき意図を最初に聞きましたけれども、その趣旨が達せられているのかどうなのか、このことについても把握はしていないという理解でよろしいですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

これ日にちはちょっとはつきり覚えておりませんが、メールでこういう形になりますよというものはいただいております。それから何もこちらから申し入れるとか、そういうことはございません。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

メールで途中経過、こういうふうにいきそうだというふうな連絡はあって、その後は特に行動はしていないというふうに受け取りましたけれども、それでよろしいですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

そうです。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

メールでの経過報告というのは、どちらからいただいたものですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議会事務局からございました。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

先程動きを把握していないという途中のメールがあったけれども、こうなるだろうという報告があったという答弁とは私は矛盾するような感じをいま受けております。

文書を出したけれども、その文書によってどのような効果が得られたのか、意図が達せられたのか、それとも全くゼロなのか、そういったことについては、その後、把握してもしないし、さっきの途中のメール云々は別として、出しっぱなしで、それがどうなったかは関心がないということになりますか、どうですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

何らかの対応をされているということは聞いておりますけれども、詳しくはどのような対応をされるかというのは、これは企業団としてどうのこうのと言える立場ではないと思っておりますので、この辺は何らかの動き、広報の相談とか、そんなのはやっているというような話は伺いましたけれども、内容については詳しくは聞いていないです。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いまそのメールのお話も出ました。そのメールの内容は、おそらく保管されているだろうと思えますので、後程これも先程の起案書の写しと同様、関連するメールの写しを提供いただきたいと思いますが、できますか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

メールがいまどういう状況であるかも把握してございませんので、確認してから提供できるのであればしたいと思います。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

こういったメールも含めて、私は公文書だという理解をしております、勝手にありませんでしたと、それだけの報告だということにもしなったら僕は納得できない部分が出てまいりますので、いまの企業長の答弁を裏付ける資料として、ぜひ提供いただきたいと重ねてお願いいたしますが、いかがですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

メールがちゃんと削除されずに存在しているかどうかをいま確認してございませんので、それを確認してからお答えしたいと思います。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

今回もこの申し入れが私は不適切な部分があったのではないかなと考えております。皆さんは、



当然適切だとして企業長決裁されて出されたんだと思うわけですが、その根拠というのはどういったことになりますか。この内容的な意味において根拠がありますか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

一般質問で申し上げられていたところの主に私のいま記憶でちょっと住民の誤解を受けるようなところがあるなというところは、企業団の予算から給与についてでございましたけれども、特に法定福利費、これは企業団職員に払われるものではございませんけれども、それが企業団職員に払われているという誤解を招くような発言だというふうにございました。

それとあと手当関係につきましても、これはおっしゃっていたのは予算でございますけれども、払われているというお話を再三されておりましたので、予算がそのまま払われるわけではございませんので、発言の内容からすると、そのまま予算分を払われているという誤解を招くようなところがあつたなと思っておりました。特に大きいのはこの2点となっておりますけれども、そういうことがあつて町民の皆さんがお聞きになったら誤解を招くなというふうに感じたところでございます。それが町民の皆さんにそのまま伝わるとよろしくないというものを感じたものですから、申し入れということになったわけでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

この文言を改めて見ますと、3行目ですけど、質問に対する企業団の見解を示しますので、誤解を招くような表現を修正していただきたいと、こういう趣旨になっているわけですが、私は南風原町の議員が南風原町議会の中で発言をして、それについて関係者が、この場合は南部水道企業団ですが、関係者がこれについて疑問を抱いたり、あるいはこれは間違いだということ気づいたりするのは十分にあり得ることで、その場合、これを批判するというのは十分にあり得ることだと思っております。そのことについて何ら言うつもりはありません。企業団が見解を示すというのは、どのような形であれ、例えば、このような申し入れであれ、あるいは南風原町議会でのこのような発言があつたが、私共はこう考えるというふうな批判を示すのは当然のことだと思いつつ、ただ、ここでは数値、又は表現について修正を検討してもらおうということになっています。

この文言の私は受け取り方は、議会において誤ったことを述べたので修正してほしいと、いわば発言撤回、修正等々、そういったことを議会の場でやってほしいというふうなことが読めるわけですが、そのことは否定できないと思います。

仮にそうであれば、南風原町議会での議員の発言に第三者がこれを訂正しろと、そこまで要求するという事になっている文書だと私は理解していて、そのようなことができますかということ聞いています。この点いかがですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

修正できるのであれば、修正を検討してほしいということですので、本人さんも含めて、そうしていただけるのであれば検討してほしいということです。これは私共としては要求というか、本人さんが考えることだと考えています。修正すべきということであるのであれば、修正するかどうか。南風原町議会の方としても修正すべきであれば、何らかの形としてするのか、これは私共としては、議員本人、あるいは南風原町議会の方に委ねているところでございます。要求しているということとしてやったとは考えておりません。そのような趣旨ではございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

企業長の答弁は承りました。そういう考えであれば、これは先程私が述べた受け止め方とは、それを求めるということになって検討してくれということだから、何ら不適切というふうにはならないというふうな理解になりますが、そういうふうな企業長の答弁として受け止めたいと思います。

次に、このような質問が行われるということの情報に関してですけれども、先程も最初の答弁の中でありました。おそらく議員が一般質問通告をした際に役場が受け止めて、これを問い合わせをしてきたと、そういう内容の予定はありますかということでしたから、それはありませんということで、そういう中での南風原町役場からの問い合わせだったというふうに思うわけですが、そしてそれに基づいて傍聴にも行き、かつ当日中継されておりますから、それをご覧になっての対応だったということで理解したいと思います。それについては、わかりました。

最初はそういうことで、役場からの問い合わせですよ、こういう質問をなされるんだと、傍聴についても行かれたと。今日かがみだけ配布させていただきましたけれども、これに続く2枚目、3枚目のところでは、この議員の発言を聞いて、こういう発言がありましたと書いて、これについては皆さん方の見解それぞれ述べられています。

この文書を私が確認したところでは、いわゆる反訳文書、議員と執行部の発言を文字にして、これは私たちのところでは議会広報を作る際に、議会だよりを作る際に、それぞれの議員が自分の一般質問と、その答弁をある程度字数まとめて提出するという段取りがありますが、そのときに使われるいわば会議録の作成の途中の文書、これが活用されています。それは間違いはないですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議会事務局長とは、こういう発言でしたよねということでの確認は行っております。それでまとめているというところでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

企業長に確認したいと思いますが、こういう発言でしたよねと引っ張ってくる時も、その元となったのは、皆さんメモはされているだろうけど、それではなくて、先程言ったように会議録を作る際に、その分を特に早めに議会の町民への報告を作るために、まず一般質問のところを優先的に

文字に起こして、これを各議員に配布するという段取りしますが、その反訳原稿とか私は読んでいますけれども、その反訳原稿の中から言っているわけでしょう。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

私共とこういう発言がありましたよねという確認のときに議会事務局としては、その資料を基にしていたと思います。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

彼の一般質問の内容をメールなどの文字でもらっているわけではなくて、電話でやったんだということですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

これはやはり一般質問内容に、僕らが聞き取り等で間違いあるかもしれませんので、この辺は議会事務局に出向いて確認してございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

議会事務局に出向いて言葉でやり取りしても、これは見えないわけだから、先程言った反訳原稿をもとにこれこれですというふうに言われていったんじゃないんですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

これは議事録の途中のものだと思いますけれども、それは一緒に見て確認をしております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

ということは、先程も私が申し上げた反訳原稿と私たちは読んでいますが、反対の「反」に翻訳の「訳」ごんべんの「訳」、反訳原稿と読んでいますが、それだというふうに確定できると思います。要するに、会議録の作成途中の段階の文書ですから、発言を文字に起こしたものだということですから、会議録途中のものと、それからお互いで確認していったということでしたので、そうなります。

あれはいわば会議録そのものではなくて、会議録というのは議事録署名員が署名をして、議長が署名して、それで初めて会議録です。

ですから、それは全部に公開される文書ですけれども、この反訳原稿というのは、私の理解は会議録ではなくて、私たちは何度も言いますが、議会だよりを町民に配る議会報告、雑誌、その作成のために自分の原稿をまとめるために使っているもので、それは本人のみで見て書いて、あとは編集委員会にお任せをするというスタイルになっていますけれども、そのために作っているものだ

ということであって、これを第三者が入手するということが果たして行えるものなのか、この辺についてはどのような見解を持ちますか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

これは質疑の内容を確認するために議会事務局は、この資料を聴取したのと、私共が聞いているのが正しいのかというのを確認したということでございまして、それをもらったということではございません。そういうふうに僕は理解しております。

お互いに一般質問の内容が私たちが聞いた内容と、実際の内容が整合しているのかというのを確認するために僕ら出向いて行って、向こうはそういう資料を見ながら確認したというところですから、入手したというふうには考えてございません。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いずれにしる共有であっても一緒にやっているわけですから、その部分については共有ですよ。そういう意味では手にしているわけですよ。私はそういうふうに会議録そのものの未定の原稿ですよ、いま言っている共通のものは。それは果たして途中、途中で見られて、そしてそれぞれの見解が発表できるというものであるのかどうか。会議録そのものであれば何の障りもなく誰でも読めるということになるべきですけども、未定稿が果たしてそうだったかどうかということについては、私は疑問をもっております。

そして私は極端に言うと、いまの文書の日付が10月13日ですよ、これは昨年ですけど、私たちがさっき言ったように印刷したものを手にして原稿書く人もいれば、メールをいただいて書く人もいます。議員にそれぞれの自分の質問の部分をまず配布されるわけです。これが私も調べてみたら、私は10月13日に議会事務局から一般質問の原稿を作ってくださいということでのメールをもらっています。

これはそうすると、この文書は13日に来ているわけですから、13日付けで皆さんは作成して発行しているわけだから、私が受け取った13日以前に皆様方はそれをやって、文書にまとめて南風原町に発送しているわけですね。そういうことになるわけですから、いわば私たち議員が、当事者が手にするよりも早く皆様方はそれを確認できたと、そういうことになりますよね。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

一般質問の議員さんが発言されたことと、私共が耳で聞いたことが間違いなのかという確認をするためにやったこととでございまして、それを事前にといいいますか、一般質問、議事録を作る前にやっておりますので、一般質問の当日の確認をしたというふうに理解しています。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

最後の方がちょっとわかりづらいんだけど、一般質問9月定例会ですから、日にちについては私はメモしてありませんけど、9月中ですよ。それを先程おっしゃったように各議員に文字に起こして各議員に配布して、そういう段取りの中で、皆さん方は、私たちに届く前に議会事務局に行って、その内容を確認したということですから、私たち議員よりも先にこの文言の確認をしたということになるわけですよというのを聞いているわけです。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議事録は、当然議会での記録ですので、一般質問自体は一般質問の時点でやっているわけですので、別にこれをただ単に確認しただけであって、議事録はその後に違うのが出てくるわけではございませんので、ですから、一般質問で聞いたものの確認をしたのであって、議事録とか聞いたのは、通常はイコールになるはずですので、何ら問題ないと考えております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

そのことで問題あるかないかではなくて、僕はいま時期の話をしているわけです。この手紙ができるまでには、皆さんはその作業を終えてわけで、これがまとまった段階で、この日付で文書は作成してあるわけです。

私たちは13日の日に初めて目にすることができたわけですよ。この点では、だから私たち議員よりも南部水道企業団の方が南風原町議会事務局ともにその文書を共有したということになっている事実を私は申し上げているわけです。それは否定をしなかったわけですから、時点の流れで行くと、そういうことであります。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

私は何らかの原稿を当然、事務局も持っていて、これが議事録としてその後になっているかどうか分かりません。議員さんが13日にいただいているのと、私共がその打ち合わせをしたときに事務局が持っていたものとは同じものかどうかはわかりませんので、ただ確認したのは一般質問の内容でございまして、議事録を先に見たという認識をしているわけではなくて、一般質問の内容をお互いに、これから申し入れをする上で間違いはないかを確認したということでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

言っていることは一緒です。これは別に食い違っているわけでも、すれ違っているわけでも何でもない。発言した内容が文字に起こされて、それをもとに皆さん方は文書を作ったわけですから、その確認する作業は、もちろん議会の事務局と皆さん方の職員とで確認して、これ、そういう発言でしたよねと、それを皆さん持って帰って、この文書にしたわけですよ。

ただ、その時点の流れは私たちよりも先に皆さん方が見て以降、まだ決まってない原稿、印鑑ま

だ押されていませんから、議事録署名されてない。そういう意味で議事録ではない。未定の原稿を私たち議員よりも先に第三者である南部水道企業団が見たと、所有しているということに間違いはないわけですよ、それは否定できないわけですよ。ということで言えば、私は南風原町議会よりも先に南部水道が私たちの議会の内容も、傍聴はもちろん自由ですよ。その未定稿原稿の確認などをやられているというのは問題あるんじゃないのかなと思っていて、先程あった発言の訂正まで求めるようなことを第三者たる南部水道企業団が行っているということであれば、これは私は未定稿の原稿を見て、それで終わればいいのかもしいろいかもしれませんが、それに基づいて踏み込んだ発言をするということまで行えるのかと、その点については大変疑問を持っています。議会の発言の訂正を検討しろということについても私は疑問を持っています。以上で終わります。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時49分）

再開（10時53分）

再開します。

○議長 大城真孝君

これで一般質問は終わります。

#### 日程第5. 議案第1号

#### 令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）

○議長 大城真孝君

日程第5. 議案第1号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。本件について企業長の提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

1ページの方をお願いします。議案第1号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）。

（総則）第1条 令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）第2条 令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入及び支出、収入、1款3項、補正予定額152万2,000円、これによりまして特別利益、3項特別利益は422万7,000円となります。

補正によりまして、1款の水道事業収益は17億6,926万7,000円となります。

次に支出、1款1項営業費用、補正額マイナス4,776万5,000円、それによりまして営業費用は14億9,468万2,000円となります。

続きまして、1款2項営業外費用650万円の補正でございます。それによりまして、営業外費用は7,377万4,000円、1款水道事業費用は、15億7,345万7,000円となります。

続きまして（資本的収入の補正）、下の表の方から説明いたします。資本的収入、収入、1款2項その他資本収入、補正予定額が216万1,000円、それによりましてその他資本収入が1,131万8,000円となります。補正によりまして、1款の資本的収入は2億1,210万5,000円となります。

続きまして、資本的収入の補正を説明いたします。その補正よりまして資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が5億8,490万9,000円から5億8,274万8,000円となります。その補正の方ですけれども、過年度分損益勘定留保資金4億1,723万円を4億1,550万9,000円に改めます。

続きまして2ページです。（債務負担行為）第4条 予算第5条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項、摩文仁浄水場運転管理業務、期間が令和3年度から令和6年度まで。限度額が1億200万円。

続きまして、給水装置工事検査委託業務、期間が令和3年度から令和5年度まで。限度額が1,492万円。令和4年2月24日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

以上が補正の内容です。詳細については次長の方で説明いたします。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の方は、4ページをお開き下さい。こちらの方で令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画について説明いたします。

まず、説明に入る前に補正予算第4号の概要をご説明します。

収入においては、南風原町下水道工事に伴う水道施設損失補償金としての収入を予定しております。

支出においては、沖縄県企業局への受水費、消費税額の増額補正を予定しております。

減額補正では、企業長、職員旅費及び監査委員研修、並びに職員研修費、また東風平配水池解体撤去費を予定しております。

それでは収益的収入及び支出（第3条予算）をご説明いたします。

収入において、1款3項1目その他特別利益152万2,000円の増は、南風原町下水道工事に伴う給水管切替え等工事費としまして、照屋地区から90万2,000円、津嘉山地区から62万円、水道施設損失補償金として収入するものです。

次に支出において、1款1項1目原水及び浄水費550万円の増は、当初計画より需要者の使用水量が増加したため、沖縄県企業局に受水費として支払うものです。

また、4目総係費326万5,000円の減は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で出張を伴う研修等が中止になったため、企業長及び職員旅費を250万円減額、監査委員研修旅費を24万5,000円減額、職員研修

費を52万円減額とするものです。

次、5ページをお開き下さい。6目資産減耗費5,000万円の減は、東風平配水池解体撤去費でございます。東風平配水池の解体撤去工事は、基礎部分を残した解体撤去工法に関する県との事前協議を経て、現在厚生労働省において届け出の審査中にあることから、令和3年度内に予算の執行が確実にできる見通しが立たないため、令和3年度予算を補正減とし、令和4年度に工事費を計上する予定です。

2項2目消費税650万円の増は、当初予定の仮受消費額の増加によるものでございます。

続きまして、資本的収入（第4条予算）についてご説明します。収入において、1款2項1目寄附及び負担金216万1,000円の増は、南風原町下水道工事に伴う配水管移設補償費を水道施設損失補償金としまして照屋地区から22万8,000円、津嘉山地区から193万3,000円を収入するものです。

次の6ページは、令和3年度予定損益計算書（比較表）です。一番下の方の当年度純利益において補正第2号の1億4,945万1,000円が今回補正第4号で1億9,402万4,000円となり、4,457万3,000円の増収となっています。

次の7ページにおきましては、令和3年度予定キャッシュ・フロー計算書（比較表）でございます。こちらの方も一番下の資金期末残高におきまして、補正第2号の14億3,250万4,894円が今回の補正第4号で14億8,439万2,894円となりまして、5,188万8,000円の増加となるようでございます。

次の8ページ、9ページは令和3年度予定貸借対照表（比較表）を添付しております。以上が議案第1号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑ないようですので、進めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第1号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。



休憩（11時04分）

再開（11時12分）

再開します。

## 日程第6．議案第2号

### 令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算

#### ○議長 大城真孝君

日程第6．議案第2号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

本件については、企業長より令和4年度の経営方針及び重点施策の概要について説明を求めます。

#### ○議長 大城真孝君 企業長。

#### ○企業長 金城政光君

説明します。令和4年度南部水道企業団水道事業経営方針。

令和4年度は、昭和37年12月1日に具志頭村、東風平村、大里村及び南風原村の上水道事業を共同処理するため設置された南部地区東部上水道組合の創設から60年を迎える年となります。

これまでの歴史を振り返ってみますと、創設から10年目の昭和47年には本土復帰に伴って南部水道企業団と改称され、昭和54年に東風平村、翌55年には南風原村がそれぞれ町制施行されたことで当企業団を構成する地方公共団体は2町、2村の構成となりました。

創設から44年後の平成18年においては、東風平町と具志頭村が合併し八重瀬町となり、大里村は南城市となりましたが、一時的に企業団から旧大里村への給水を継続したため、企業団を構成する地方公共団体は1市2町の構成となりました。

平成20年4月1日付けで南城市が脱退したことにより、現在の南風原町及び八重瀬町の2町で構成する企業団に至っています。

南城市脱退直前の平成19年度末に73,059人だった給水人口は、南城市脱退により61,462人まで減少しましたが、脱退から14年経過した令和4年度予算の予定量において脱退前の人口を上回る73,349人を見込むまで増加しています。

南風原町と八重瀬町においては、流入による人口増加が続いており、今後も、伸び率は低下するものの増加傾向が続くと推計されています。

一方、料金収入に直結する年間の総配水量は、人口の伸び率よりも低い増加率となっていることから、今後も、これまでと同じように人口増加が配水量を押し上げる要因となるものの、水を使わない生活スタイル等への移行が進んでいることから、これまで同様の伸びが見込めないばかりか、気象の影響を受けやすい地域的特性も含めると、伸び止まりや、落ち込みが起こる可能性も排除できないと考えております。

このような経営環境のなか、当企業団では、令和3年度から再開した国庫補助事業の事業体負担

分に内部留保資金を充てスタートし、さらに、国庫補助事業対象外の事業費には、全額内部留保資金を充てる計画としており、令和7年度からは、企業債を借り入れなければ投資財源が確保できない厳しい経営状況が続く計画となっております。

令和4年度は、水道施設の大規模更新事業を本格的にスタートする年度となります。今後、財政的に厳しい状況に向かう転換の年となる令和4年度の水道事業経営にあたっては、引き続きコスト削減に努め、費用の適正化と経営基盤の強化に取り組めます。

また、水道ビジョンに掲げた4つの基本目標「安全でおいしい水の供給」、「災害に強い水道の確立」、「満足される住民サービスの確保」、「水道の運営基盤の改善と強化」を掲げ取り組んできた各方策の実現を推進するとともに、企業性の発揮と地域の福祉に寄与することに努めてまいります。

重点施策の概要につきましては、経営課長の方で説明いたします。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

企業長の経営方針に基づいて編成しました予算のうち、水道ビジョンに掲げた重点施策の取り組みと予算に計上した費用についてご説明申し上げます。

アンダーラインの部分のみを読み上げて説明に代えさせていただきます。重点施策の概要。

1. 安全でおいしい水の供給。平成30年度から八重瀬配水池系統の目標硬度を115mg/lと設定し、水質改善に取り組んできました。

令和4年度は、平均110mg/l以下まで低減することを目標に調査研究を進めてまいります。各年度の平均値は以下のとおりとなっております。

水質管理強化策としまして、令和4年度は、八重瀬第3配水池、安里調圧槽、新城調圧槽及び具志頭配水池を内面清掃する予定となっております。

(2) 水道施設の監視強化

・摩文仁浄水場外周のフェンス取替えを引き続き行い、施設への侵入防止策を図ります。

予算につきましては、工事費に140万円計上しております。

次のページをお開き下さい。

(3) 施設の統廃合

・令和3年度予算に計上した解体撤去費5,000万円を減額補正し、令和4年度予算に再度解体撤去費を計上します。これが固定資産除却費の方に3,200万円計上してございます。

続きまして、2. 災害に強い水道の確立。

(1) 危機管理対策の強化

危機管理対策については、関係町、日本水道協会沖縄県支部及び沖縄県企業局等との防災訓練によって、連携強化を図る予定です。

また、独自の防災訓練を実施する予定となっております。

(2) 水道施設の耐震化更新

令和4年度国庫補助事業が1億4,500万円となっております。施設整備計画の概要としましては、令和3年度から令和11年度までに35億1,600万円を予定しております。

基幹管路耐震化につきましては、2万7,690メートル。現在、耐震化率33.76%ですが、令和11年度事業完了後には64.05%まで耐震化が引き上げられる予定であります。

令和3年度の事業費につきましては、令和4年度に繰り越す予定となっております。

次のページ、(4) 水道施設の延命化。浄水場建屋のコンクリート構造物につきましては、修繕を行い延命化を図ります。

(5) 水道施設の安全対策

摩文仁浄水場の着水井と量水井の周りに転落防止柵を設置して、事故の防止を図ります。

先程1番の報告で小学生が浄水場の視察に来ることがありますので、その安全対策としまして工事請負費に60万円計上してございます。

3. 満足される住民サービスの提供

(1) お客様サービスの拡充

スマホ決裁については、令和2年度に導入しました。令和3年度は、入居による開栓、退去による閉栓をこれまでのファックス、直接窓口に来ていただく手続きの方法にインターネットでの受付を導入してございます。

令和4年度につきましては、スマートメーターの効果的活用について調査研究を進めるとともに、両町にも情報提供していく予定となっております。

なお、スマートメーターにつきましては、後ろの方に参考資料として資料を添付してございますので、お目通しをお願いします。

続きまして、4ページの方をお願いします。

4. 水道の運営基盤の改善・強化

(2) 経営の効率化、財政の健全化

令和4年度は、令和3年度から繰り越す予定の国庫事業も含めて6億2,100万円の建設改良が執行される予定となっております。補助事業の導入に伴って施工監理委託業務の導入も考えられましたが、コスト削減のため、職員の内部異動で施設課の執行体制強化を図る予定となっております。

(4) 事務の改善、効率化

南部水道企業団には、区域を指定した78カ所の管理メーターを設置してございますが、その水道メーターに流量変換機と発信機を取り付けて、指定した時間から指定した間隔の配水情報が逐次担当職員のパソコンにデータ送信される通信システムを導入します。

この導入によって漏水の早期発見をし、漏水を防止するというように予定しております。機械器具類の購入費として150万円計上してございます。

続きまして、7ページの方、将来計画。

(1) 新水道ビジョン策定に向けて

令和3年12月、職員による策定作業に着手したところです。新水道ビジョン作成を進めるにあたっては、今後は定期的に理事会、議会において進捗を報告しつつ取り組んでいく予定となっております。委託料として1,500万円計上しています。

6. 国際貢献

(1) JICA沖縄の「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2」ということで、これがまた2021から2024の期間で開始されています。企業団においてもこれまでの協力と同じように研修生の受け入れと現地サモアへの専門家派遣依頼の協力を求められるところです。

8ページ目以降には、令和4年度の国庫補助事業、単独事業、それと説明申し上げた基幹管路とか、耐震管とか、そういう内容の補足説明資料を添付してございますので、お目通しのほど、よろしく申し上げます。以上です。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

企業長より議案第2号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算の提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

1ページをお願いします。議案第2号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算。みだしのことについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めます。

内容については、次長が説明いたします。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の方は次の2ページ目の令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算をご説明いたします。

(総則) 第1条 令和4年度南部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数は、前年比388戸増加の21,735戸を見込んでいます。

(2) 給水人口は、前年比660人増加の73,349人を見込んでいます。

(3) 年間総配水量は、前年比10万180m<sup>3</sup>増加の7,871,431m<sup>3</sup>を見込んでいます。

(4) 一日平均配水量は、前年比275m<sup>3</sup>増加の21,566m<sup>3</sup>を見込んでいます。

(5) 主要な建設改良事業は、ア 国庫補助事業（沖縄簡易水道等施設整備費）が基幹管の耐震化更新事業を1億4,500万円予定しております。

イ 送配水施設整備事業は、配水ブロック再編に伴う配水管整備事業を前年比200万円減額の6,800万円を予定しています。

次に（収益的収入及び支出）第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入において、1款 水道事業収益は、前年比1,781万7,000円増収の17億8,285万8,000円を見込んでおります。1項営業収益は、前年比312万1,000円増収の16億5,635万3,000円を見込んでおります。第2項営業外収益は、前年比1,469万6,000円増収の1億2,650万4,000円を見込んでおります。第3項特別利益は、前年度同様費目存置の1,000円を計上しております。

支出において、第1款水道事業費用は、前年比3,408万6,000円増額の16億3,839万5,000円を予定しております。第1項営業費用は、前年比8,203万6,000円増額の16億1,407万円を予定しております。第2項営業外費用は、前年比4,795万円減額の1,932万4,000円を予定しております。第3項特別損失は、前年度同様、費目存置の1,000円を計上しております。第4項予備費は、前年度同様の500万円を計上しております。

次の（資本的収入及び支出）第4条を説明する前に、その次の予算科目を読み上げた後に説明いたします。

収入において、第1款資本的収入は前年比6,668万5,000円増収の7,250万3,000円を見込んでおります。第1項企業債は、前年度同様、費目存置の1,000円としております。第2項補助金は、7,250万円を見込んでおります。なお、前年度はありませんでした。第3項その他資本収入は、前年比581万5,000円減収の費目存置1,000円としております。第4項固定資産売却代金は、前年度同様、費目存置の1,000円としております。

支出において、第1款資本的支出は、前年比1億4,980万1,000円増額の3億4,546万8,000円を予定しております。第1項建設改良費は、前年比1億5,713万円増額の2億4,728万6,000円を予定しております。第2項企業債償還金は、前年比732万9,000円減額の9,818万1,000円を予定しております。第3項その他資本的支出は、前年度同様、費目存置の1,000円としております。

以上のことから（資本的収入及び支出）、上の方ですけど、第4条です。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,296万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,163万5,000円、減債積立金9,818万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億2,314万9,000円で補てんするものとする。）としております。

次に3ページでは、（予定支出の各項の経費の金額の流用）第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失としております。

次に（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費は、前年比742万4,000円増額の2億1,901万8,000円を予定しております。（2）交際費は前年比8,000円減額の14万2,000円を予定しております。

次に（たな卸資産購入限度額）第7条 たな卸資産購入限度額は、前年比400万円減額の1,600万円と定めています。

次に（重要な資産の取得及び処分）第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

まず、取得する資産は、種目、建物付属設備、名称、空調設備、数量、一式を予定しております。

また、処分する資産は、種目、構築物、名称、東風平配水池、数量、一式を予定しております。

令和4年2月24日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

以上、私からの説明は終わりますが、次のページの予算に関する説明書につきましては、経営課長が説明いたします。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

次長がいま読み上げました3ページ目以降の予算書について説明申し上げます。次のページをお開き下さい。目次があって、その次に実施計画書の表紙を捲っていただいて、予算実施計画の2ページ目、3ページ目の方を説明したいと思います。

予算実施計画書は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に分けて、目ごとの予定額を表しております。備考欄には重要な項の記載をしております。

2ページ目の収入の部、水道事業収益、次長の説明にもありましたが、給水人口の方が例年度に比べて660人増えるという予定をしております。

収益の方で1目の給水収益については、前年度より563万8,000円の増額を見込んでおります。

人口の伸びが0.91%、収益の伸びが0.35%ということで、企業長の経営方針にもありました人口の伸び率と収益の伸び率が違うと、人口伸び率は低いということになっております。

一日当たりの収益に換算すると、439万円ということになりますので、令和4年度は前年度に比べて523万8,000円の増ということは、一日プラス二日に満たない分の収益が伸びるという見込みになってございます。

続きまして、ページを捲っていただきまして4ページ目がキャッシュ・フロー計算書の表紙です。5ページ目をお開きお願いします。5ページの方に予定キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

下から3行目、資金増加額、三角は減少額というふうにあって、3億7,281万9,091円が期末の段階で減少するというキャッシュ・フロー計算書になっています。

次に7ページ目から8ページ目に給与費明細書、12ページ目に債務負担行為に関する調書、14、15に予定貸借対照表、17ページ目は3年度の予定損益計算書、19、20ページ目に3年度の予定貸借対照表、22ページ目以降に実施計画明細書の順で整理してありますので、お目通しのほど、よろしくお願いします。これで説明を終わります。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

この工事云々ではなくて、事務と言うんでしょうか、南部水道企業団の今朝もホームページの表紙の方を確認してみました。以前から私一般質問で取り上げた記憶があるんですが、南部水道企業団の例規、いま紙で持っていますけど、それから議会の会議録、こういったのをぜひホームページに掲載してほしいということで、私以外にも確か一般質問での要望などもあったかと思うんですが、そうしたものは、私、この議会に来てちょうど4年目ですから、何回か最初の方で要望したつもりです。

その方向でというふうな答弁だったかと思うんですが、今朝確認しても掲載がありません。今年度こういったことができるのかどうか、予算書見ただけではわかりませんので、ぜひどの程度の費用や、あるいは手間がかかるか、職員体制が難しいのかわかりませんが、この間できておりません。

ぜひ、改めてやってほしいという思いなんです。情報公開という点でもやれるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

いまの質問にお答えいたします。ホームページの方にはちょっとわかりづらくて申し訳ないんですけども、既に令和2年度分の議会議事録は掲載しております。

例規についても随時更新はしているところで、下の方に例規の部分がちょっとわかりづらんですが、載っております。以上です。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（11時39分）

再開（11時39分）

再開します。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いま休憩中に職員から見させていただきました。確かに掲載されているようですが、他所の自治体、一般の地方自治体などで見ると、大体ほぼ決まって画面の左側の方にいくつかあって、その中に例規だとか、議会という項目があって、そこを開いていくと辿りつけるというふうになっているのが常なものだから、いま私も探しきれなくて、先程の質問になりました。

ぜひ、わかりやすいような、どれがわかりやすいかというのは、そもそもあるかもしれませんが、他所の自治体などに習ってというのか、わかりやすいようなホームページに努力していただきたいと思います。終わります。

○議長 大城真孝君

他に質疑ありませんか。

なければ、進めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第2号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和4年第1回南部水道企業団定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

休憩します。

休憩(11時42分)

再開(11時46分)

再開します。

休憩中に話し合った一般質問の質問時間を議題として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員ですので、そのように議題として取り扱っていきたいと思います。

それでは、一般質問の持ち時間として議員が質問する時間は、10分間といたしたいと思いますが、それでよろしいですか。挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員ですので、そのように取り扱っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 大城 真孝



署名議員（議席番号3番）神谷 良仁

署名議員（議席番号4番）浦崎 みゆき